

船総第1063号
平成29年11月14日

船橋市監査委員 様

船橋市長 松戸 徹

平成28年度包括外部監査結果に係る措置等の状況のまとめについて

平成29年2月13日付にて船橋市包括外部監査人から提出された平成28年度船橋市包括外部監査結果報告書に係る措置等の状況について、別紙のとおり通知いたします。

なお、監査結果報告書には、監査の結果とともに包括外部監査人の意見が記されており、意見については必ずしも措置等を要するものではありませんが、現在の状況や意見に対する考え方を記載しております。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成29年7月1日現在)	今後の方針
1	28	都市計画課 道路計画課	意見	40年以上経過した現行の都市計画道路の計画が、現在においても地域社会の合意を得続けているとはいえない。 最近の都市交通調査の結果等を踏まえ、住民の要望を改めて広く聴取して、道路予算も考慮して都市計画道路の廃止路線を決定するとともに、着工路線を明確にして、規格の見直しを含めて早期に現実的な計画にされたい。 道路の整備を迅速に進め、早期の整備効果を図るためには、道路事業全体について箇所を選択と予算の集中化を行う必要があると考える。	都市計画道路の計画について、現在策定中の総合都市交通計画において廃止路線の決定および存続路線の整備優先順位について検討している。また、策定前に大規模な土地利用転換の計画が具体化したことから、現在修正を行っている。(都市計画課) 道路事業について、平成27年度には12箇所で行ったが、平成29年度は8箇所となっている。これは、4箇所での事業完了及び新規箇所での事業実施を抑制したためである。現在は事業中箇所の早期完了を目指している。(道路計画課)	修正案を再度パブリックコメントを行い、次年度初頭に総合都市交通計画の策定を行う予定。その後、廃止候補路線については都市計画手続きを開始する。(都市計画課) 左記のとおり措置済み。(道路計画課)
2	35	道路建設課	意見	事業中の都市計画道路のうち、3・4・22号西浦藤原町線の用地取得にあたっては、計画地に工場を保有する会社と、交渉を途切れさせることなく、継続して交渉を行う必要があると考える。 また、都市計画道路の計画地内のマンションに対する説明を業者任せにせず、市からも適切な説明をするよう指導されたい。 現在の事業期間は平成33年までとなっており、事業の進捗を早める必要がある。	用地取得に向け、いずれの相手方とも機会ある毎に話し合いの場を設け継続して交渉を行っている。 また、計画地内のマンションに対する説明については、従前どおり関係法令等に基づいた周知を図るとともに、可能な範囲で業者への指導を行っている。	用地取得に向け、今後も支障となっている問題点等の解決もしくは縮小の検討を重ねつつ、話し合いの中で理解を求めるとして事業を進めていく。
3	37	道路建設課	意見	道路整備に係る国の交付金が削減されており、建設中の路線の進捗が遅くなっている。国の交付金は要望の55%程度であり、この先、極端に増加することは考えにくい。 したがって、現状の交付金の水準を前提に、建設を進めることとなる。建設が進んでいる路線に集中投資して、早期の開通を進める必要があると考える。	平成28年度から道路ネットワークを構築するために必要な路線、中でも事業効果が見込まれる3路線に力を入れて進めている。	今後も、事業効果が見込まれる路線を優先的に進めていく。
4	39	道路建設課 道路計画課	意見	多額の事業費を投じて整備される都市計画道路については、計画的に事業を進め、その進捗を管理していくことが重要であり、本来、事業の進捗状況については常に把握可能としておくべきである。何年間でいくらずつ用地を買収し、何年間で道路を建設するといった内容について、年度単位で計画し、実際の進捗状況を計画と照らし合わせて進捗管理をしていくことが望まれる。 また、事業をより経済的に進めるために、実際に要した事業費について適時適切に把握した上で、総事業費との比較分析を実施し、その分析結果に基づいて全体的な都市計画道路の整備方針を見直すことが望まれる。	平成29年度より用地事務進捗状況報告書を毎月作成し、事業の進捗状況を把握している。また年度単位での計画については、毎年実施計画を作成し、進捗状況と照らし合わせている。(道路建設課) 監査時点と同じ。(道路計画課)	左記のとおり措置済み。(道路建設課) 工事費及び用地費については、過去の実績などの資料より事業費の類推は可能であるが、補償費については個々の物件により条件が異なるため、過去の実績などからの類推が的確にできない場合があり、事業着手前の事業費算出は容易ではないので、今後の検討課題としたい。(道路計画課)

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成29年7月1日現在)	今後の方針
5	41	道路建設課 道路計画課	意見	<p>渋滞が少なく、事故の少ない道路を目指すべきであり、そのためには、新規建設を抑制してでも、現在の道路、特に交差点等の改良を進めるべきである。交差点改良は、ネットワーク構築による渋滞解消の有効手段であり、評価できる事業である。</p> <p>市は、改良すべき交差点についての情報を早期に収集、分析し、その結果に基づき事業計画を策定し、早期実行を目指すことが肝要である。</p> <p>加えて、平成27年度船橋市実施計画に記載のある交差点整備事業について、進捗が滞っている小学校入口交差点(七林町)についても、隅切りが終了していない箇所の上で小学校があることから、早期に改良工事を完了させることが望まれる。</p> <p>今後新たに収集した交通に関する情報も、時の経過により次第に古くなることから、収集した情報が新鮮なうちに事業計画を立案し、実行し、完了できるように努められたい。</p> <p>また、船橋市実施計画による目標については、毎年度見直されるとはいえ、目標として掲げている限りは達成に向けて努められたい。</p>	<p>交差点の改良も含めた道路渋滞の分析及び効果的な整備事業計画を策定する道路交通渋滞解消検討委託の平成30年度での実施に向け検討作業を行っている。(道路計画課)</p> <p>交通量の変化等に伴い、現在『新しい交差点整備計画』を策定している。</p> <p>船橋市実施計画に掲げた目標については、年度終了後も継続して達成に向けて努めている。なお、船橋市後期基本計画に掲げた目標値、交差点改良事業整備完了箇所数の48カ所は、計画期間終了の平成32年度までに達成する予定である。(道路建設課)</p>	<p>平成30年度の道路交通渋滞解消検討委託の実施に向け予算要望を行い、交差点改良を含めた、優先順位を付けた整備事業計画の策定を目指す。(道路計画課)</p> <p>今後は現在策定を進めている『新しい交差点整備計画』で選定された交差点を改良していく。</p> <p>船橋市実施計画に掲げた目標については、年度終了後も継続して達成に向けて努めていく。(道路建設課)</p>
6	42	道路建設課	意見	<p>一方通行にするためには、地元の同意を警察に提出する必要があるとあり、一方通行となる道路に面した地元の同意を得ることが課題となっている。</p> <p>一方通行の要望のある区間について、反対者を交えての生活道路調査を実施し、道路はネットワークであることについて理解を求めることが望まれる。</p> <p>特に、市内の狭い道路については、一方通行化を進められるよう努力されたい。</p>	<p>一方通行規制の導入は、狭隘道路の歩行空間の確保に有効と考えており、沿線住民等を対象とした生活道路安全対策意見交換会等の場で、機会あるごとに提案している。</p>	<p>今後も、一方通行規制の導入を機会あるごとに提案していく。</p>
7	44	道路建設課	意見	<p>市の千葉県地方土地開発公社に対する債務は、(元本+利息)となるが、代行取得した土地を買い取るための代金支払日を確定させない限り、支払利息は確定しない。しかしながら代行取得した土地に対する利息については、将来買い取る時に加算されることから、加算される額を計算し、把握しておくことは、表面化していない債務の額を明らかにするために必要なものであると考える。</p> <p>買い取りが予定されている土地だけでなく、代行取得した土地及びそれに係る補償費に関し、代行取得時からの利息を計算することにより全体の債務を明らかにし、把握しておくことが望ましい。</p> <p>また、代行取得した土地の買い取りが遅れることにより支払利息が増加していくことから、買い取りまでの期間の長期化は財政を圧迫する。買い取りまでの期間については、できるだけ長期化しないよう、継続して努力されたい。</p>	<p>代行買収における債務額については、毎年の概算要望や予算編成の中で把握している。</p> <p>国からの補助金の交付状況を見据えながら、翌年度の買戻しを原則として進めており、買い取りまでの期間が長期化しないよう努めている。</p>	<p>左記のとおり措置済み。</p>
8	46	道路建設課	意見	<p>現状においては、用地交渉箇所数に比して担当者数が多いといえる。</p> <p>また、平成27年度の用地取得が2件の班があるなど、班分けも細かすぎる。</p> <p>都市計画道路と一般道路とで班を分けているが、一般道路の班は一班しかなく、両者の区別をなくすことも、一つの対応例と考える。</p>	<p>班編成及び業務分担については毎年度見直しを行っている。また年度の途中であっても必要の都度、業務分担等見直しを行っている。</p> <p>用地取得の内容によっては、取得までに何年もの交渉を要するケースもあり、その年の取得件数の多寡で一概に業務量を推し量ることは出来ない。</p> <p>交渉には相手方との信頼関係を構築することが必要不可欠であり、頻繁に担当者が変わることのないようにしている。</p>	<p>左記のとおり措置済み。</p>
9	47、48	契約課	意見	<p>「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(総務大臣及び国土交通大臣による通知)においては、「予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないことなどの問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うこと」とされている。さらに、その際の不正行為の抑止のため、「予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続や、これらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入することなどにより、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること」という対応策が明示されている。</p> <p>技術力や経営力のある業者に対して発注が可能な状況にすることで、競争により市内の業者の育成に繋がるものと考えられる。不正行為の防止策も含めた予定価格の事後公表について検討されたい。</p>	<p>監査時点と同じ。</p>	<p>職員へ予定価格を探る不正行為等の官製談合の防止や、入札・契約における透明性を確保するため、事前公表をしているが、今後、事後公表について検討したい。</p>

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成29年7月1日現在)	今後の方針
10	49,50	道路建設課	意見	歩道整備工事において、設計変更により複数の工事内容が変動している状況において、その前後において積算金額に変動がなく偶然に同額となることは極めて稀であり、通常では生じない事象であると考えられる。 このようなケースは異常であるという認識を持ち、同額になるように工事の追加もしくは削減を作為的に調整していないか、また、市にとって不利になるような金額調整が入っていないか、十分に精査することが望まれる。 また、その検討内容についても文書として残すことが望ましい。	工事内容の変更(設計図書の変更)方法を盛り込んだ道路建設課業務マニュアルを平成29年4月1日付で定め、職員へ周知・徹底した。同マニュアルに基づき、設計変更が生じた際には、変更の検討内容を文書として残すようにしている。	左記のとおり措置済み。
11	54,55	財産管理課 道路維持課	意見	市における公共施設等総合管理計画は現在策定中であり、平成28年度末までに完成する予定である。今後、策定された公共施設等総合管理計画を上位概念として、舗装や歩道等の道路施設について、個別施設の長寿命化計画を更新あるいは新たに策定することとなる。 個別施設の長寿命化計画では、中長期の維持管理費用を推計し、その財源の見通しを明確にする、あるいは財源が不十分と判断されれば、施設の維持管理のあり方を戦略的に見直すことが重要である。 その上で計画を立案し、実行し、チェックして次の計画に反映させる、維持管理のPDCAサイクルを回していかなければならない。 早急に道路施設の数量及び物理的状況を把握して、中長期の維持管理費用推計を算定し、さらに、橋梁耐震補強等の機能向上施策に必要な事業費を加えたうえで、市の課題を明確に把握し、実施可能な維持管理計画の策定に着手することが望まれる。	公共施設等総合管理計画は平成29年3月に策定した。(財産管理課) 道路施設における個別施設計画の策定状況については、橋梁については既に橋梁長寿命化修繕計画に基づき維持管理を実施しているほか、道路舗装については、アセットマネジメント計画に基づき整備を行っている。その他の道路施設については、計画策定に向け平成28年度に道路標識、照明灯等の点検を実施し、現在法面等の点検を実施している。(道路維持課)	引き続き法面等の点検を実施し、点検結果を踏まえ平成30年度から計画の策定に着手していく。(道路維持課)
12	56	道路計画課 道路維持課 道路建設課	意見	高度成長期に構築された多くの道路施設について、老朽化の懸念が今後も高まることが予想されることから、中長期の戦略的維持管理費計画によっては、新規建設を抑制して、既存道路の修繕や歩道整備等の維持管理費に充てるなど、予算総額に限られる中で、交通量、交通事故の発生状況、道路の維持状況等から見て、建設費と維持費がどうあるべきか、道路事業全体の優先順位を俯瞰的に検討されたい。	都市計画道路等、新規建設事業には、長い年月を必要としているが、これらは道路のネットワークを形成し、交通の円滑化を図るばかりではなく都市環境及び防災機能の向上を図るもので、現在の船橋市の道路事情においては、大変重要な事業と考えている。	新規事業の進捗を踏まえ、優先順位を検討の上、維持管理費の充実を図っていく。
13	58	道路維持課	意見	市の橋梁長寿命化修繕計画を効率的に実施する手段として、新たな入札・契約形態の導入検討は有効と考えられる。特に、一回当たりの発注数量の拡大と業務プロセスの連携等の導入は、効果が見込まれる。 一回当たりの発注する数量の拡大方法は、具体的には、小規模な橋梁の架け替え等における複数の橋梁を一括発注することなどが考えられる。また業務プロセスの連携では、設計と施工の一括発注等が考えられ、それぞれコスト縮減及び工期短縮が図られる可能性がある。 「維持管理等の入札ガイドライン」に記載された新たな入札・契約形態は、すべて法律上導入が可能な内容である。しかしながら、契約関係の様々な規定や、組織間の考え方の相違等のほか、民間の業界団体との調整等、困難な課題が多くあり、現実的には導入までの道のりは険しいといえるが、限られた予算の中で、道路施設の健全性を適度に維持管理するために必要な試みとして、導入を検討することが望まれる。	船橋市橋梁長寿命化修繕計画により、初期投資後の予算の平滑化、将来縮減額を算定しており、計画に基づき実施している。 新たな入札・契約形態の導入については、工事規模によりコスト縮減効果が見込まれないことや予算の状況から難しいとも考えられるが、現在検討中である。	新たな入札・契約形態の導入について、今後も検討していく。
14	65	道路維持課	指摘	隣接地や近くの場所の複数の補修修繕契約を合計すると、船橋市契約規則で定められた次の各金額を超える場合において、事務手続を簡略化するために分割発注をしている。 ① 緊急の必要があると認められる場合に、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる100万円以下 ② 随意契約できる額である50万円以下 ③ 予定価格を記載した書面の作成を省略することができ、かつ、見積書を1者から徴すれば済む30万円未満 これらの場合において、入札もしくは見積合せを回避して事務手続を簡略化するために分割発注することや、緊急の必要性がないにもかかわらず予定価格を記載した書面の作成を省略することは、合規性の観点から問題があり、地方自治法及び地方自治法施行令並びに船橋市契約規則の趣旨にも反する。 事務手続の簡略化を目的として分割発注をすることなく、適切な金額区分の基準に準拠して処理すべきである。	契約規則に基づいた契約事務フローを作成し、平成29年2月1日付職員へ通知し、適切な金額区分に準拠し契約執行するよう指導徹底した。また、当該事務フローや分割発注の禁止について盛り込んだ業務マニュアルを平成29年4月1日付運用を開始し、職員へ配布することで再度周知徹底した。現在は分割発注は行っていない。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成29年7月1日現在)	今後の方針
15	65、66	道路維持課	指摘	現状において、すべての道路補修修繕について緊急の必要があるものとして取り扱っているが、緊急については定義されていない。緊急の必要が無い場合には、50万円を超える案件について入札が必要となるが、緊急が定義されていないことにより、本来は緊急の必要が無い案件についても緊急であるものとして取り扱うことも可能となっている。 案件をむやみに緊急の必要があるものとして扱くと、契約手続を簡略化することができてしまうが、これは、地方自治法及び地方自治法施行令並びに船橋市契約規則の趣旨にも反する。「緊急の必要」とは、災害等により道路が陥没し、緊急の対応を行わなければ重大な市民生活等への影響が生じるおそれであって、競争入札等に付す時間的余裕がない場合と解され、限定的に捉えるべきである。したがって、多くの案件については、原則どおり、契約規則に基づいて入札手続が実施される必要がある。そのためにも、緊急性の定義について対外的に説明できるように、明文化することが不可欠である。加えて、競争入札に付することができない緊急性の具体的内容を適時に文書化すべきである。	平成29年4月1日より「道路施設の修繕に係る緊急性判断基準」を策定し、当該基準を満たしている修繕のみ緊急修繕として扱い、修繕ごとに判定基準を書面に残すこととした。 当該基準は、平成29年4月1日付運用を開始した業務マニュアルに盛り込み、職員へ配布し周知している。 また、当該基準を満たさない修繕については、契約規則に基づき競争入札等適切な契約手続を行うよう指導徹底した。	左記のとおり措置済み。
16	66	道路維持課	意見	隣接地や近くの場所の補修修繕契約を合計して50万円以上100万円未満となる案件について、単に見積合せの者数を減らすために分割発注することは、道路維持課にて独自に定めた金額的区分に則っていない。 道路維持課において50万円以上100万円未満を3者による見積合せとし、船橋市契約規則よりも厳しい区分を設けて独自の運用をするのであれば、その区分に則ることが望まれるが、そもそも遵守できない区分であれば撤廃することを検討されたい。	道路維持課で独自に定めた修繕金額区分を撤廃し、契約規則に基づいた契約事務フローを作成し、平成29年2月1日付職員へ通知し、適切な金額区分に準拠し契約執行するよう指導徹底した。また、当該事務フローや分割発注の禁止について盛り込んだ業務マニュアルを平成29年4月1日付運用を開始し、職員へ配布することで再度周知徹底した。	左記のとおり措置済み。
17	66	道路維持課 契約課 財政課	意見	道路補修修繕について、船橋市契約規則第25条では「(6)その他の契約」に該当するものとして取り扱っているが、他市を参考に「(1)工事又は製造の請負」に該当するものとすることを検討されたい。その他の契約であれば50万円以上は入札が必要となるが、工事又は製造の請負では130万円以上について入札が必要となる。今後、緊急の定義を明確にすることにより、船橋市契約規則の金額基準に準拠して入札が必要となる案件が増加することが見込まれる。その際に、少額の金額基準が設定されている状況では実務的に処理が困難となることも想定される。現在は、補修修繕を工事ではないと扱っているが、実態として工事と補修修繕の違いが明確ではない案件も想定される。そのような案件についての判断誤りを生じさせないためにも、工事の定義を明確にした上で、道路の補修修繕を工事に含める検討が望まれる。 また、道路補修修繕について工事又は製造の請負とした場合には、道路維持課による道路補修修繕の金額区分において、100万円以上は入札区分を見直して、随意契約が可能な100万円以上130万円以下の区分を設けることが望ましい。 将来的に必要が生じれば、市の自治体規模を鑑み、随意契約できる金額上限の130万円を変更するように、中核市市長会等を通じて総務省に要望することも考えられる。	道路維持課で独自に定めていた修繕金額区分を撤廃し、契約規則に基づいた契約事務フローを作成し、平成29年2月1日付職員へ通知し、適切な金額区分に準拠し契約執行するよう指導徹底した。また、当該事務フローや分割発注の禁止について盛り込んだ業務マニュアルを平成29年4月1日付運用を開始し、職員へ配布することで再度周知徹底した。(道路維持課) 道路の補修修繕を工事に含める検討については、監査時点と同じ。(契約課) 社会経済情勢の変化を踏まえ、工事の随意契約の上限額の引き上げを行うことについて、全国市長会にて提言としてとりまとめ、全国会議員及び関係府省等に要請済みである。(契約課及び財政課)	道路維持課独自の修繕金額区分については、左記のとおり措置済み。(道路維持課) 修繕についての該当条文については、近隣市も本市と同様に「工事又は製造の請負」としては該当させていない状況である。今後、中核市にも照会を行い、結果を踏まえ検討したいと考えている。(契約課) 随意契約できる金額上限に関する総務省への変更要望については、左記のとおり措置済み。(契約課及び財政課)
18	66,67	道路維持課	意見	道路補修修繕において、作業中に隣接より同様な要望が出され、同一事業者に別件として追加依頼をしている案件が多いのであれば、今後は修繕の要否等を判断するための現場確認時に、隣接地の調査や確認を強化し、非効率な発注を行わないようにすることが望ましい。	平成28年10月より現地調査を行う際に、隣接地についても調査・確認するよう、適宜職員に指導し、非効率な発注とならないよう努めている。	左記のとおり措置済み。
19	70	道路維持課	指摘	舗装の耐久性の観点から継ぎ目を極力作らないよう舗装修繕を実施したとはいえ、早急な対応を図る必要があることを理由として予算流用等の手続を避け、実際の工期と異なる翌年度の工期を記した書類を整えたことは、合規性の観点から問題があり、再発防止に向けた対策を早急に講じる必要がある。	事実即した書類の作成や必要に応じた予算流用等の手続を行うよう職員へ指導・徹底した。また、契約規則に基づいた契約事務フローを作成し、平成29年2月1日付職員へ通知し、適切な金額区分に基づき契約執行するよう指導徹底した。当該事務フローや分割発注の禁止について盛り込んだ業務マニュアルを平成29年4月1日付運用を開始し、職員へ配布することで再度周知徹底した。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成29年7月1日現在)	今後の方針
20	70	道路維持課	意見	補修予算が十分ではなく、年間5千件程度ある住民からの要望への対応が遅れ気味な状況において、住民への影響、舗装面の耐久性及び仕上がりを良くしている姿勢そのものは悪いことともいえない。予算の流用等の必要な手続を利用せず、このような状況を引き起こしている。また、緊急の場合を除き、完成・引き渡しを前提とした契約に関する入札期限が基本的に1月であることから、年度末における補修修繕への要望対応、3月末あるいは3月から4月にまたがる補修修繕の実施に制約が生じている。合規性の観点から問題がある案件だが、そのみを指摘して補修修繕内容が悪化するような意見をすることは建設的ではないと考える。少しでも早く維持補修修繕をするのであれば、このような補修修繕を予算制度上、可能な方法で実施する必要がある。例えば、道路建設の契約差額等の予算残高を流用する、緊急でない短期間の工事について入札期限を遅らせるなどすることにより、現行制度内において執行残を少しでも補修修繕に充てるなど、できることを尽くす必要があると考える。	年度末における補修修繕の実施について、予算残額等の管理を徹底し、予算が不足した際には予算流用等の手続を行うよう職員に指示した。	左記のとおり措置済み。
21	73	道路維持課	指摘	現状では、「発注段階」で契約の単位を定めずに、「精算段階」において(表Ⅱ-7)道路維持課の発注の内容別の契約事務に示す慣習的な金額に合うように、意図的に一つの契約を分割したり複数の委託を合算したりして、書類を形式的に整えている。緊急性が高いとはいえ、見積書を事前に入手せずに発注単位を調整する契約事務は、入札制度や見積合せの趣旨に反するとともに合規性の観点から問題があり、早急な改善が必要である。	契約規則に基づいた契約事務フローを作成し、平成29年2月1日付職員へ通知し、適切な金額区分に基づき契約執行するよう指導徹底した。また、見積書の入手など、当該事務フローを盛り込んだ業務マニュアルを平成29年4月1日付運用を開始し、職員へ配布することで再度周知徹底した。なお、カーブミラーの設置や除草作業等ある程度単価が定められているものについては、平成29年度より競争入札による単価契約を行っている。	左記のとおり措置済み。
22	74	道路維持課	指摘	安全施設関係の設置・修繕等の委託先をS社に限定している現状では、対外的に見てS社との間に不適切な相互依存関係があるとの疑義が生じかねない。また、S社のみ委託する状態が長年続けば、見積りが割高でも気付けないリスクの発生可能性が高まる。個別の委託金額は少額でも、積み上げると金額的影響が大きい。したがって、入札により単価契約を結ぶなどの方法により、他の業者にも参入の余地を与えるべきである。	道路安全施設の設置・修繕等の業務については、契約規則に基づいた適切な金額区分に基づき契約執行している。また、ある程度単価が定められているカーブミラーの新設や区画線の設置等については、平成29年度より競争入札による単価契約を行っており、他の業者も参入可能な状況とした。	左記のとおり措置済み。
23	76	道路維持課	指摘	分割発注は見積合せや入札制度の趣旨に反しており、緊急性が高くやむを得ない発注だとしても規定上で容認されていない。ゆえに、道路照明灯修理と防護柵整備の分割発注は、合規性の観点から問題がある。また、地方自治法施行令において、緊急の必要により競争入札に付することができないときは随意契約によることができるとされている。むやみに競争入札を回避できないようにするためにも、緊急性の定義について対外的に説明できるように、明文化することが不可欠である。加えて、競争入札に付することができない緊急性の具体的内容を適時に文書化すべきである。	契約規則に基づいた契約事務フローを作成し、平成29年2月1日付職員へ通知し、適切な金額区分に基づき契約執行するよう指導徹底した。当該事務フローや分割発注の禁止について盛り込んだ業務マニュアルを平成29年4月1日付運用を開始し、職員へ配布することで再度周知徹底した。また同マニュアルに「道路施設の修繕に係る緊急性判断基準」を策定し、緊急修繕を行う際には、修繕ごとに判定基準を書面に残すこととしている。	左記のとおり措置済み。
24	76、77	道路維持課	指摘	道路照明灯修理については、一度に大半の照明が不点灯となる状態は危険性が高いため、このような状態が生じないよう照明灯の耐用年数を把握して、定期的な保守点検を実施すべきである。また、事務所の設置場所にかかわらず、より迅速に対応できる専門業者がないかを検討すべきである。	道路照明灯のLED化に向けて、導入方法の検討も含めた設計委託を平成29年度中に行う予定である。同設計委託において、保守点検についても検討を行っていく。また、より一層迅速な対応が可能な業者がないかを検討するよう、職員へ指導・徹底した。	道路照明灯の保守点検について、LED化に向けた設計委託において検討された内容を反映させていく。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成29年7月1日現在)	今後の方針
25	77	道路維持課	指摘	防護柵整備の分割発注については、契約金額が30万円を超える委託にもかかわらず、発注段階において事前に見積合せを実施していないものがあった。見積合せは、契約締結よりも前に行うことに意味があり、契約締結後に他の業者から見積書を入手して書類を整えれば良いという性質のものではない。契約金額が30万円を超えるにもかかわらず、事前に見積合せを実施しなかったという事実は合規性の観点から問題があるため、早急に再発防止策を講じる必要がある。	契約規則に基づいた契約事務フローを作成し、平成29年2月1日付職員へ通知し、適切な金額区分に基づき契約手続きを行うよう指導したことにより、予定価格30万円を超える修繕については見積もり合わせを行うよう徹底している。また、当該事務フローや分割発注の禁止について盛り込んだ業務マニュアルを平成29年4月1日付運用を開始し、職員へ配布することで再度周知徹底した。	左記のとおり措置済み。
26	79	道路維持課	意見	除草等作業を年度途中で追加で委託する場合には、委託費の単価が割高になる。平成27年度には、年間で約200万円の追加委託が生じたが、前年のパトロール時に除草の必要性を把握できたのではないかと。パトロールを強化して除草等作業が必要な箇所を早期に発見し、年度当初の委託箇所に盛り込むことが望ましい。また、年度当初の地域を指定した包括的な委託契約を見直して、「追加で除草作業が発生した場合は一定金額を上限として事前に定めた単価で委託する」など、経費の節減について検討することが望まれる。	パトロールを強化し、必要な箇所を年度当初の契約に盛り込むとともに、平成28年度より除草作業の委託契約を単価契約とし、追加作業が発生した際には設計変更により同一単価で対応している。	左記のとおり措置済み。
27	81	道路維持課	指摘	「防護柵用材料」の経費を科目の異なる「防護柵等設置手数料」から支出する場合には、予算流用の手続きが必要だが、当該手続きが行われていないものが2件あった。そもそも材料費予算を適切に見積る必要があり、万が一不足する場合には速やかに流用手続きを行うべきである。なお、平成29年度以降は、類似の交通安全施設整備関係の予算を統合する計画であるが、早急な改善が必要である。	適切な科目で支出するとともに、予算不足により流用手続きが必要な場合には速やかに行うよう職員へ指導・徹底した。また、平成29年度複数の交通安全施設整備関係の予算の統合を行った。	左記のとおり措置済み。
28	83	道路維持課	指摘	舗装能力を有しない市内の業者が、当初から工事の主たる舗装工を下請に出すことを予定して工事を請け負い、施工管理さえ十分に果たさず、また、舗装の仕上がりに差があることが認識されている。受注者が道路舗装の施工能力を十分に有していないと、単純な舗装であっても道路の仕上がりに影響を及ぼすおそれがあるため、発注者である市において、建設業者が適切な管理能力及び施工技術を保有しているか十分に検討することが必須である。また、単一工においては、元請と下請の進捗確認などが重複しており、無駄が生じているはずである。道路舗装工事等の契約において、工事の主たる部分を再定義した上で、主たる部分を下請に出されることを防止されたい。	舗装工事は、施工計画・施工管理を行う能力のある元請業者が主体となり、特殊技術並びに大型重機を有している専門の下請業者が業務の一部を担う場合が多い。本市の元請業者は十分技術力を有していると考えているが、今後はより一層、施工計画・施工管理等を充実するよう元請業者への指導について職員へ指示し、平成29年4月1日付作成した業務マニュアルへも盛り込み、職員へ再度周知した。	左記のとおり措置済み。
29	83	契約課	意見	市における道路舗装工事は、市内の中小企業育成のため、「船橋市に本店のあること」が応札の要件になっている。市内の元請業者が道路舗装の施工能力を十分に有していない事例があることから、請負業者の施工能力を勘案して工事の内容によっては、地域要件を例えば「船橋市あるいは千葉県内に本店又は営業所があること」に緩めることを検討されたい。	監査時点と同じ。	技術的難度が高い工事については、地域要件を広げて発注しているため、現行の方法を維持したいと考えている。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成29年7月1日現在)	今後の方針
30	84、85	道路維持課	意見	道路維持課によれば、補修修繕等を担当する作業員について、今後は市の技能労務職員から委託業者にシフトする考えとのことだが、市民の立場においては、補修修繕等に不備等があれば、市の技能労務職員が委託にかかわらず市に責任を追及することになる。ゆえに、市の技能労務職員から委託業者にシフトする場合、以下の2点について対応が必要と考える。 ①現状における市の技能労務職員と委託業者の作業内容を整理して、明文化することで、将来的に委託する作業の種類・難易度等を把握する。 ②委託業者にシフトしていく際の管理体制の構築について検討する。 平成27年度においては、①、②のいずれも実施しておらず、移行の準備を十分に行っていない。平成29年度から市の技能労務職員の人数が減少し始めることが予想されるため、将来を見据えた対応が望まれる。	平成28年8月より「業者選定に係る事業評価」シートを試験的に運用し、緊急性・作業の難易度等を点数化し、市の技能労務職員及び委託業者どちらが修繕を行うことが妥当かについて、評価している。 また、同シートを平成29年4月1日付作成した業務マニュアルへも盛り込み、職員へ再度周知徹底し、運用している。 「業者選定に係る事業評価」シートによる評価データの蓄積により委託する作業の種類・難易度等を把握している。	今後の対応については、現業職員の人数の推移により異なるため、動向を見ながら関係部署と協議を行う。
31	88	道路維持課	意見	市では現在、市内一円のパトロールと軽微補修を行う道路維持管理のほか、駅前広場の清掃業務、街路樹等の管理、除草作業等をそれぞれ包括的に委託している。これらの委託をさらに包括することで、コストの削減効果や、道路維持課の事務的な業務時間の短縮効果等が期待される。 道路維持課における職員数不足に関する解決策として、府中市での取組と同様に、包括的な道路維持管理委託の導入を検討することが望まれる。	現在は登録業種に応じ委託を発注している。	今後包括的道路維持管理委託の導入が可能かについて、関係部署と協議していく。
32	91	道路維持課	意見	限られた予算と職員の中で、メリハリの効いた道路施設の維持管理を実施すると、道路施設のすべてを対象とできず、施設の一部は損傷が見過ごされ、そのまま放置されてしまう可能性がある。住民による道路施設の維持管理への参加は、このような道路の全施設に対する状態把握、あるいは改善の網羅性を高める働きがある。 市においても、予算制約や現状の職員不足等の課題は、千葉市や維持管理に住民が参加している他の地方公共団体と同じである。今後策定される各道路施設の個別長寿命化計画とあわせて、道路施設の維持管理への住民参加の仕組づくりを、活動における住民の安全性を前提にして、検討することを期待する。 特に、市で要望や苦情として受信している市民の声を、道路施設の物理的状況把握のための情報提供ととらえ、千葉市の「ちばレポ」のような仕組づくりによって、能動的に活用することが望まれる。 さらに、平成26年度の事務事業評価結果を踏まえ、地域住民が主体となった除草や清掃等の日常管理についても、環境部クリーン推進課等と情報を共有しながら役割を分担して推進することが望まれる。	現在、道路補修を迅速かつ柔軟に行えるよう、包括的な道路補修修繕委託の導入を検討している。 また、道路施設の状況把握については、点検に基づいた道路管理システムへの基礎データ搭載作業を遂行中であるほか、維持管理業務委託により随時パトロールを行っている。	今後道路管理システムを利用して「ちばレポ」の様な仕組みが行えるか研究し、関係部署と協議していく。
33	92、93	道路計画課 財政課 職員課	意見	組織再編にあたっては、人員及び予算を単に組み替えるだけで終わらせるのではなく、ゼロから組織を見直す契機とすることが望まれる。 また、今回の組織再編については、組織再編の時期と予算の策定の時期が重なったことから、予算については組替が前提となっていた。しかし、市役所の業務はそれぞれの課で引き継ぎ、継続されるべきであるが、予算管理システムで執行状況が把握できることが伝わっていなかったことにより、各課の予算を手計算で管理するという好ましくない状態であった。 今後同様の混乱が発生しないように、組織再編時の予算管理については、手計算による管理ではなく、予算管理システムでの管理を周知することが望まれる。 また、新組織における業務の混乱を回避するために、組織再編に関する事前周知の徹底及び十分な事前準備、移行作業を実行できるよう配慮されたい。	平成28年4月に実施された道路部の組織改正においては、部内の協議が整わなかったことや、総務部との調整に時間を要したことにより、準備期間が短くなり、混乱が生じてしまった。 現在は、問題なく、事業が執行されている。(道路計画課)	現状でも組織改正に該当する課と十分打ち合わせの上で予算の組み替えを行っている。 予算システムだけで組み換えができない部分が生じた場合においても、予算管理、執行管理について該当する課と綿密な打ち合わせの上で組織改正に対応したい。(財政課) 組織の見直しについては、より効率的な体制を構築できるよう、行政需要の変化に応じて、市全体の状況を見ながら、柔軟に見直しを行っている。 また、組織改正の事前周知については、可能な限り速やかに行っているところだが、今回の道路部の再編のように混乱を招くことのないよう、事前協議及び周知を行っていく。(職員課)

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成29年7月1日現在)	今後の方針
34	94	道路建設課 道路維持課	指摘	契約変更が頻発しないよう、地権者に対して道路事業の工事内容を明確に説明するとともに、内容を確認した書面をやり取りするなど、工夫すべきである。 また、経験知を見える化するとともに、悪しき慣習を見直し、あるべき業務を確立すべきである。事務や技術の伝承のため、規則の適用等について実務をまとめ、用地取得、道路建設・修繕等の各業務の手順を定めた業務マニュアルを作成し、業務を進めることが望ましい。	業務の進め方等を定めた業務マニュアルを平成29年4月1日付作成し、職員へ周知徹底した。また、地権者への工事内容の説明について職員へ指導し、再度の要望箇所の確認・パトロール等の実施について同マニュアルへ盛り込み、契約変更が生じないよう努めているほか、工事内容について説明した内容は、工事打ち合わせ簿へ記録している。(道路維持課) 業務の進め方等を定めた道路建設課業務マニュアルを平成29年4月1日付作成し、職員へ周知・徹底した。 工事内容の周知に関しては、同マニュアルに基づき、隣接地権者に書面により説明を行っている。(道路建設課)	左記のとおり措置済み。
35	96	道路維持課	指摘	判断のノウハウを蓄積するとともに、あくまで道路維持課としての見解であるはずが、説明責任が担当職員個人に転嫁される可能性を防ぐためにも、補修修繕箇所について、判断基準(マニュアル等)を明文化して、優先順位を決定すべきである。 補修修繕箇所の優先順位を適切に引き継ぐためにも、道路台帳システム内の要望一覧表等に優先度を記録すべきである。具体的には、優先度に応じて「高」「中」「低」等を道路管理システムに入力することが考えられる。	補修修繕箇所の優先順位の判断基準を明文化し、優先順位を決定している。 判断基準に基づき決定した優先度は、要望一覧表へ記録し、適切に引継ぎができるよう業務マニュアルへ盛り込み、平成29年4月1日付職員へ周知している。	左記のとおり措置済み。
36	96	道路維持課	意見	平成27年度においては、個別の補修修繕を市の技能労務職員で対応するか業者委託とするかに係る現場を確認した担当者の判断について、判断の妥当性をチェックする体制は構築されていなかった。市の技能労務職員で対応できるものをむやみに業者に委託しないためにも、判断の妥当性を確認する体制の構築が望ましい。 平成28年度には、市の技能労務職員で対応するか業者に委託するかを事前に評価するためのチェックリストを作成して試験的に運用しているが、必要に応じて改良を加えて、正式に運用すべきである。 また、チェックリストのデータを収集して判断基準のノウハウを蓄積し、将来的には判断のマニュアルを整備することが望まれる。	平成28年8月より「業者選定に係る事業評価」シートを試験的に運用し、緊急性・作業の難易度等を点数化し、市の技能労務職員及び委託業者どちらが修繕を行うことが妥当かについて評価し、評価データの蓄積により委託する作業の種類・難易度等を把握している。 平成29年4月1日付作成したマニュアルにも同評価シートを盛り込み、引き続き運用している。	左記のとおり措置済み。
37	97	道路維持課	指摘	事故が発生しないよう、緊急に作業が必要という実態がある以上は、道路補修修繕に関する委託業者選定の際に、電話やFAXで事前に見積合せを行うことは否定できない。しかし、実際の工期・業務完了報告日等が、業者から提出される書類日付と乖離している実態は、事実と反する書類の整備と言わざるを得ず、早急に改善すべきである。 また、電話やFAXで事前に見積合せを行った場合には、記録を残すべきである。	工期・業務完了報告日等、事実と即した書類を整備するよう職員へ指導・徹底した。 また、緊急の場合に電話やFAXで徴取した見積内容についても、記録を残すよう職員へ周知した。同内容について、平成29年4月1日付作成した業務マニュアルへ盛り込み、職員へ配布し、再度周知徹底した。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成29年7月1日現在)	今後の方針
38	99	契約課	意見	通園通学路整備工事や歩道整備工事等の工事の見積合せにおいて、最善の2者を選定したにもかかわらず、1者に辞退が生じたことにより見積りを提示した唯一の業者が選定されることはやむを得ない面もあるが、制度の趣旨から考えて可能な限り避けられたい。 また、2者による見積合せにおいて1者に辞退が生じた場合に備えて、最善の2者を適切に選定していることを説明できるように、選定理由を文書に残しておくか、辞退の可能性が高い案件ならば最初から3者以上から見積書を徴する等の配慮が望まれる。	これまで見積合せの対象としていた建設工事について、平成28年9月15日より、全て一般競争入札とすることとした。	左記のとおり措置済み。
39	100	道路維持課	指摘	道路部においては、委託業者が提出する工事等記録写真について、黒板上に撮影日の日付(以下「黒板日付」という。)が見受けられない。 工事記録写真は、工事等が契約期限までに適正に行われたことを客観的に示す根拠となる重要なものであり、道路部は、今後、委託業者が提出する工事記録写真に黒板日付を記載させる旨を要領等に定めるべきである。 平成21年度の包括外部監査結果で、旧道路管理課の道路照明の修繕業務に関する措置状況において、「作業時には黒板に年月日及び発注番号を記入した写真を撮ること」と措置済みとしたにもかかわらず、現状では実施されていない。 上述の実効性を担保するためにも、道路部は定めた要領等を委託業者に通知し、確実に遵守するよう指導すべきである。	道路施設の修繕について、平成29年4月1日付作成した道路維持課の業務マニュアルに、作業時の記録写真において必ず黒板へ日付を入れる旨盛り込み、職員へ周知・徹底した。 また、委託業者に対しても、業務の発注ごとに同様の内容を書面にて周知している。 なお、工事については、完了時に職員が立ち会い検査を行っており、契約期限内に適正に工事が行われていることについて確認はできていると考えている。	左記のとおり措置済み。
40	102	道路建設課	意見	下請け状況の確認は、工事の品質を確保する観点や、工事契約の経済性を測る上で重要であり、下請負人調書が適切に作成された上で提出されていることを確認する必要がある。そのため、不備を適切に識別するように注意されたい。 なお、第1回の下請負人調書で下請負人業者が「なし」とされていて、その提出日より前の日付での下請契約が判明した場合については、元請負人に対して実際に状況を確認した上で文書として残すことが望まれる。	道路建設課業務マニュアルを平成29年4月1日付作成し、職員へ周知した。 同マニュアルに基づき、提出された下請負人調書の内容の確認を徹底している。 また、平成29年4月1日付船橋市建設工事適正化指導要綱の改正に伴い、下請負人調書の提出が「市との請負契約締結後原則として1か月以内」から「下請業者と請負契約締結後2週間以内」に変更されたため、下請負人業者「なし」として下請負人調書が提出される事例は発生していない。	左記のとおり措置済み。
41	104	道路建設課	指摘	当初の予定価格が130万円を下回っている工事契約で、契約変更により130万円を超過する場合においては、設計変更の時点が契約後にならざるを得なかったことが極めて重要であり、その状況を明確に記録として残し、事後的な確認ができるようしておく必要がある。そのため、設計変更を伴う要望に関しては、要望を受けた具体的な日付や内容、相手先等を記載した打ち合わせ記録を残しておくことが必要である。 また、その他の契約変更についても、対象となる設計変更があらかじめ判明していれば、他にも入札可能な業者がいた可能性もあることから、適切な発注であったことを説明できるように、設計変更を伴う要望については、すべて打ち合わせ記録を残しておくことが望ましい。	工事内容の変更(設計図書の変更)方法を盛り込んだ道路建設課業務マニュアルを平成29年4月1日付で定め、設計変更を伴う要望の打ち合わせ記録を残すこととして職員へ周知・徹底した。 なお、平成28年9月15日より、緊急の必要により競争入札に付すことができない等の理由による随意契約を除き、全ての建設工事は一般競争入札を実施することとしており、随意契約による工事契約は実施していない。	左記のとおり措置済み。
42	106	道路維持課 会計課	指摘	購入した数量をそのまま倉庫に移動する状況において、その状況を購入記録から手書きで転記している現状の船橋市物品管理要綱第8号様式は実質的な意義を有していない。事務の無駄を削減するために、他の自治体での例を参考にして、不要と考えられる帳簿を作成しなくても問題無いように規則を変更する必要がある。 また、今回のように事務の無駄を認識している場合において、物品管理要綱が道路維持課の管轄ではないとしても、実際に事務を実施している道路維持課から要綱変更についての検討を要請すべきである。	道路補修に係る原材料について、第8号様式により残高管理を行うことは難しいため、会計管理者と協議のうえ、物品管理規則第13条第1項但し書き「ただし、会計管理者が認める場合には別に定める帳簿を備え、整理することができる」に基づき、平成29年4月より原材料管理簿を定めて残高管理を行うこととした。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成29年7月1日現在)	今後の方針
43	108	道路維持課	意見	市でも検討しているとおり、補修修繕に使用される原材料の残高管理を進めていくことが望まれる。その範囲については、使用頻度のほか、購入価格や換金可能性も踏まえて検討されたい。また、倉庫の施錠等により、自由な出入りを制限し、原材料の盗難等のリスクを低減させることが望ましい。	資材を分類し、資材ごとに個別シートを作成、月2回資材置き場を回り確認作業を行い、うち1回は棚卸をすることにより平成29年4月より残高管理を行っている。 残高管理の徹底や施錠確認、換金可能性の高い資材等材料により保管場所を分ける等の工夫を行い、盗難等のリスクを低減させるよう努めている。	左記のとおり措置済み。
44	112	道路維持課	指摘	道路施設管理において、その管理する施設の数量及び物理的状態を把握することは、施設の維持管理の基礎的部分であり、市の管理する道路施設の将来的にかかる費用推計と、一方で現実的な予算から想定される今後の維持管理のあり方を策定するための必須要件である。 市においては、道路管理施設の数量及び物理的状況を早急に把握し、今後の維持管理計画の策定に必要な基礎的データの構築を行うべきである。	道路管理施設の数量及び物理的状況については、順次点検を実施し、点検に基づいた基礎データを道路管理システムへ搭載する作業を実施している。	引き続き点検及び道路管理システムへのデータ搭載作業を進め、平成30年度からデータベースの構築及び計画の策定を行っていく。
45	113 114	道路維持課	意見	市が管理する「すべて」の道路施設を、「常に健全な状態」とすることは、予算あるいは維持の担い手等、現状の体制では非常に困難である。道路管理施設の機能的状況を可能な限り定量的に把握することは、現状及び今後において、限られた予算や維持管理のリソースを、道路行政上最適なパフォーマンスを発揮する維持修繕に投資するための基礎的活動と言える。同じ道路施設であっても、その経済的価値や災害時の重要性は、交通量や緊急輸送道路の指定等によって大きく異なる。したがって、どの施設をどの程度の健全性で管理するかの戦略が、今後の維持管理のあり方に大きく影響を与えることは明白である。 市においては、道路管理施設の数量及び物理的状況を把握した後、道路管理施設の機能的状況の把握にも、着手されることが望まれる。	平成28年度道路付属施設の点検を実施し、数量及び物理的状況を把握し、道路管理システムでのデータベースの構築を進めている。	今後、機能的状況の把握についても検討していく。
46	115	道路維持課	意見	「道路ストック総点検」は、各種事業の実施において基盤となる重要な情報を収集するものである。進捗を管理して当初計画に無理がないかを検証するとともに、総点検における最終目的の達成状況について適時に評価することが望ましい。	橋梁及び道路舗装については、定期的に総点検を行っているほか、現在その他道路施設の道路ストック総点検を実施している。	今後道路ストック総点検により収集した情報に基づき、計画的に修繕を行い、その結果については適宜見直していく。
47	115	道路維持課	意見	道路標識整備について、平成27年度には、案内標識・警戒標識・規制標識及び交差点名の整備事業を、警戒標識の整備事業と統合されていないため、予算化できていない。したがって、平成26年度における事務事業評価の結果に十分な対応策を講じているとは言い難い。 平成29年度の予算編成では事業統合を予定しているとのことだが、道路における安全確保や事業の効率化という観点からも、早期の事業統合が望まれる。	平成29年度予算編成において、道路標識等の整備事業を各種交通安全施設整備費へ統合した。	左記のとおり措置済み。
48	115	道路維持課	意見	道路照明整備については、平成27年度にはLED化に向けた事業の見直しを実施しておらず、平成26年度における事務事業評価の結果に十分な対応策を講じているとは言い難い。 平成29年度にはLED化に向けて検討を進める予定とのことだが、LED化の方針を決定する際には、他市の事例を収集して役立てることが望まれる。	道路照明灯のLED化に向けて、導入方法の検討も含めた設計委託を平成29年度中に行う予定である。 他市事例については、現在収集し、検討を行っているところである。	今後、LED化に向けた設計委託の中で、収集・検討した他市事例の内容も加味し、LED化の方針を決定していく。
49	117	道路管理課	意見	道路施設管理に必要な情報は、基礎的データの現状把握、過去の履歴、将来の予測や計画等、時系列的な管理のほか、管理施設の種類による基礎データの違い等があり、施設別、かつ目的別にデータを扱うことが多く、道路施設に関する全情報を、構築中の道路管理システムに格納することは容易ではない。現状においても、例えば、舗装アセットマネジメントシステムや橋梁台帳システム等は既に存在しており、今後は、こうした個別の目的を持つシステムやデータベース等と、有機的に連携を取ることが肝要である。 現状は、システムの完成及び道路台帳図面等整備に力点が置かれることは当然ではあるが、道路部全体として、一元管理システムに格納される情報をいかに活用して、どのような面で効率化を目指すのか、各課の立場から早期に方向性を検討することが望まれる。	道路管理システムにて、主要な各道路施設の基礎データについての搭載作業を遂行中である。 橋梁台帳システムについては道路管理システムと統合予定であり、舗装アセットマネジメントシステムについては、計算結果等を道路管理システムにて管理可能なように調整中である。 現在システムの完成及び道路台帳図面等の整備に向け、道路台帳データ等の整備を進めている。また、道路管理関係情報で電子化可能な情報を整理し、システムへの搭載作業を実施中である。	全ての情報が道路管理システムに搭載後、部内にてシステムに格納された情報の共有を図った上で、各課にて各課の業務を効率的に遂行する為の活用方法を検討していく。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成29年7月1日現在)	今後の方針
50	119	道路維持課 道路管理課	意見	道路管理瑕疵や補修修繕を行った箇所の情報について、市の技能労務職員及び年間パトロール委託業者に周知して追跡調査を実施させるとともに、パトロールにおける発見事項を共有して事故発生の低減や効果的な補修修繕に努めることが望まれる。 なお、同じ箇所を市の技能労務職員及び委託業者により何度も修繕する事態が生じるのは、以前の修繕作業において継ぎ目の仕上げが不十分だったためとも考えられる。追跡調査では、委託業者別の仕上がり評価するとともに、何度も修繕が必要となる場合はその根本的な原因を分析し、必要に応じて委託業者にフィードバックする仕組みを構築することが望ましい。 また、市において現在構築中とのことであるが、道路管理システムに情報を登録するとともに、登録した情報をタブレットに取り込んでパトロール等の現場調査時に持参する仕組みの構築・運用が望まれる。さらには、タブレットで撮影した写真の道路管理システムへの転送等、情報を共有するための工夫についても検討されたい。	修繕箇所やパトロール結果の情報共有について、平成28年10月より、技能労務職員及び委託業者に対し、徹底するよう適宜指導している。また、繰り返し修繕が必要となる箇所については、その根本的な原因を分析し、新たな補修方法や解決方法の検討を行い、必要に応じ修繕業者にも伝えている。(道路維持課) タブレットの運用については、平成28年11月より開始している。現場にて、タブレットに登録した情報や撮影した写真については、庁内に持ち帰り、道路管理システムに転送可能な機能を既に実装済みである。(道路管理課)	左記のとおり措置済み。
51	121	道路管理課	指摘	現在の占用料減免に関する手続は、船橋市道路占用料条例施行規則に抵触しており、早急に対応が必要である。 事務工数の削減を進める場合であっても、規則の範囲内で実施する必要があり、規則を修正すべき事象が生じた場合は、規則を変更する必要がある。 なお、船橋市道路占用料条例施行規則を実務に合わせて変更する場合には、十分な検討が望まれる。	実務に合わせ占用料減免に関する手続の見直しを図り、船橋市道路占用料条例施行規則の道路占用料減免申請書(第4号様式)の書式等を変更する改正を平成29年1月31日付行い、平成29年4月1日より施行している。	左記のとおり措置済み。
52	123	道路管理課	意見	広告看板に関して適法に許可申請をしている占有者との公平性を保つためにも、今後は市の広報等で周知するとともに、無許可で広告看板を取り付けている者がいないかどうかの現状を把握することが望まれる。 その上で、把握した違法占有については、法令上許可申請が必要なことを占有者へ個別に通知するなど、許可申請を促すような施策を実施することが望まれる。 このような道路占用許可申請が必要な建物の広告看板については、原則として、占有者は船橋市道路占用料条例に定める占用料を支払う必要があることから、本来であれば収受できる占用料を逃している点で対応が必要であると考え。	継続して行っている道路パトロールなどで、道路上の不法占有物については指導を行っている。ホームページにて看板等の道路占用の申請について周知を行っている。また、道路占用申請が必要であることを説明している。 パトロール等で明らかな不法占有物が確認された場合は、所有者へ申請の必要性や占有物の是正指導を行っている。	左記のとおり措置済み。
53	125	市民安全推進課	意見	交通事故被害者の状況別・年齢別の増減分析は行われているが、場所別・時間帯別等の詳細な分析は行われておらず、現状認識が十分でない。 このような分析を行った上で、個別の施策の役立ちについてフィードバックし、見直しをする必要がある。	交通事故の場所別・時間帯別等の統計は、警察からの情報提供の範囲で可能であり、現在その統計方法を検討中である。	交通事故多発箇所共同現地診断及び通学路の安全推進等に活用できる分析方法を検討していく。
54	125	市民安全推進課	意見	市の分析においても、高齢者の自動車事故防止のため、高齢者の自覚を啓発することが必要と分析されており、より積極的な対応が必要と考える。 特に、認知症や判断能力が低下した後期高齢者の運転に起因する事故対策が進む環境下において、運転免許証の自主返納は有効な方法であり、本人に自主返納するよう促す役割を担う家族等への周知を含めて、警察とも協力して、更なる周知が必要と考える。 写真付き身分証明書として運転免許証の代わりとなるマイナンバーカードの周知とあわせて行うことも検討されたい。	現在、老人クラブ交通安全指導員(シルバーリーダー)研修及び高齢者向け交通安全教室において、警察の協力のもと加齢に伴う判断能力の低下と道路上の安全歩行の仕方及び高齢者の安全運転のポイントの説明、改正道路交通法と運転免許の自主返納の周知等を行っており、自主返納については、これを促進のための優遇措置啓発の観点から運転免許経歴証明書の周知も行っている。 また、高齢運転者を家族とする世帯には、市民向けの交通安全教室として、同内容の周知も含めて実施している。	今後、左記施策の拡張を図っていく。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成29年7月1日現在)	今後の方針
55	126	市民安全推進課	意見	高齢者の交通事故は、平成24年度から減少傾向にあるものの、微減にとどまっており、全事故に占める割合は微増している。死者数に関しても高い割合を占めている。今後も高齢化が進む中、免許を持った高齢者が増え、それに伴う高齢者の自動車事故が課題となることが予想される。また、歩行者においても運転者においても高齢者特有の行動や自覚を啓発していくことが必要であると考え。例えば、シルバーリーダーを自治会・町会に広げるなど、広範な高齢者に交通安全に対する啓発活動が行き渡る工夫を検討することが望まれる。	現在、老人クラブ交通安全指導員(シルバーリーダー)からの交通安全教室の開催依頼数は、増加傾向にあるが、依然少数に留まっている。より多くの高齢者に交通安全の啓発を実施することは、交通安全指導員の責務の一つでもあることから、老人クラブのシルバーリーダーに交通安全教室の開催依頼を呼びかけ、教室の開催拡張を図っている。	交通安全教室の開催依頼は、毎年。老人クラブ交通安全指導員(シルバーリーダー)の委嘱状交付式並びに研修会にて通知しているところであり、今年10月に開催される研修会においても同内容の通知を予定している。今後も、左記施策の拡張を図るとともに交通安全教室の充実を検討していく。
56	128	道路建設課	意見	地域住民からの要望によるゾーン30とすべき地区について、交通事故の発生状況等により、市として要望する優先順位が判断できると考えられる。そのため、要望書の提出時において、優先的に整備する地区等を千葉県警にきちんと伝え、ゾーン30の整備を推進していくことが望まれる。	自治会からの要望受付順に警察に提出している。またゾーン30とすべき地区の優先順位について警察と協議し、整備を進めている。	左記のとおり措置済み
57	130	道路計画課	意見	公共交通不便地域における住民のすべてに対し、対策を講じることはできない。しかしながら、公共交通機関の確保により過度な自動車利用からの転換を図るためにも、交通不便地域の住民が有効な移動手段として活用できるような事業を考案し、展開していくことが望まれる。	平成26年3月に作成された「船橋市地域公共交通総合連携計画実施結果評価 報告書」において、本市においては「定時定路線型」の運行が望ましいと結論づけられているため、現在のところ見直しの予定はない。	今後、都市計画と連携を図りながら必要に応じて事業の見直しを図っていく。
58	131	道路計画課	意見	本町駐車場の指定管理者選定委員の選任については、各団体からの推薦をもとに市長が委任する形で行われる。市長から委任された選定委員の役割は、委員会に出席し、指定管理者としてふさわしい団体を選定することであり、委員として任命されたのであれば、会議への出席は義務である。責任を持って会議に出席できる者を選定委員として選任することが肝要であり、市の事務局担当者は、選定委員が職務を遂行できるよう、事前連絡を徹底するなどのサポートをすることが望まれる。	監査時点と同じ。	次回の指定管理者選定は平成32年度であるが、次回の指定管理者選定時に、選定委員に対するサポートに留意する。